

江戸川区公式 TikTok アカウント運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、江戸川区（以下「区」という。）が TikTok を活用したシティプロモーションとして江戸川区公式 TikTok アカウント（以下「公式 TikTok」という。）を運用するために、必要な事項を定めるものとする。

2 公式 TikTok は、区の魅力の発信を行うことにより、区への愛着と誇りを高め、地域の活性化につなげていくことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) TikTok TikTok Pre.Ltd.社及び ByteDance 株式会社が提供する写真及び短時間の動画を無料で共有できるソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。
- (2) アカウント TikTok を運用するために取得した権利及び登録名をいう。
- (3) 自治体機密性1 情報セキュリティポリシー（江戸川区情報管理安全対策基準）で定められた自治体機密性2 又は自治体機密性3 の情報資産以外の情報資産をいう。
- (4) ハッシュタグ 投稿記事を検索するためのラベルや目印をいう。
- (5) フォロー 他の TikTok アカウントの投稿を受信するように登録することをいう。
- (6) いいね 他の TikTok アカウントの投稿に対して、タップで肯定的な意思を示すことをいう。
- (7) コメント 他ユーザーの TikTok の投稿等に返信をすることをいう。
- (8) ダイレクトメッセージ TikTok のユーザーにメッセージを送信することをいう。
- (9) リポスト 他の TikTok アカウントの投稿を共有することをいう。

(運営主体)

第3条 公式 TikTok の運営主体は区とする。

- 1 広報課長を情報セキュリティ管理者とし、公式 TikTok の管理を行う。
- 2 広報課シティプロモーション係長を情報システム運用管理者とし、公式 TikTok の運用を行う。
- 3 広報課に所属する職員のうちから情報セキュリティ運用管理者が指名した者を投稿者とし、公式 TikTok に掲載する内容を作成する。
- 4 アカウント名は「えど Tok 江戸川区【公式】」、ユーザー名は「@edogawa_city」とする。

(利用端末)

第4条 端末は、広報課の全庁LAN端末及び広報課が管理する端末とする。

(アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、公式TikTokを、区ホームページ上に明示するとともに、公式TikTokにおいても区ホームページへのリンクを掲載する。

(掲載内容)

第6条 公式TikTokでは、次の各号に掲げる自治体機密性1に該当する映像等(画像、イラストを含む)を掲載する。

- (1) 区ならではの魅力である景観、イベント、物品、人物などの地域資源の映像等
 - (2) 区の事業に関する情報や注意喚起などに関連した映像等
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、情報セキュリティ管理者が適当と認めるもの
- 2 映像等の掲載とともに簡単なコメント及びハッシュタグを掲載する。

(登録アカウントの運用)

第7条 公式TikTokに対するコメントに、いいねや返信コメントは原則行わないものとする。また、ダイレクトメッセージも原則行わないものとする。

2 フォローする対象は次の各号掲げるものとする。

- (1) 都道府県及び自治体
- (2) 公的機関及びそれに準じる機関
- (3) インフルエンサーとして情報セキュリティ管理者が適当と認めるもの

(利用上の禁止事項)

第8条 公式TikTokに投稿ができるのは区の投稿者に制限をする。

2 次の各号に掲げる投稿を禁止し、該当する投稿がされたときは、情報セキュリティ管理者は予告なく削除できる。

- (1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等区又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽又は事実と異なる内容及び単なる噂又は噂を助長させるもの
- (9) 違法行為又は違法行為をおおるもの
- (10) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示又は漏えいする等プライバシーを害するもの

- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、区が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むもの

3 区が第6条第1項第2号及び3号によりリポストする情報には、前項に定める投稿が含まれてはならない。

(知的財産権)

第9条 公式 TikTok に掲載する個々の情報（文章、写真、映像、イラスト等）に関する知的財産権は、区又は原作者に帰属する。

(障害発生時の対応)

第10条 TikTok にシステム障害等が発生し公式 TikTok に影響がある場合には、区ホームページにその旨掲載する等の対応を行う。また、速やかに情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。

(免責事項)

第11条 区は、利用者が公式 TikTok を利用したことで利用者又は第三者に生じた直接又は間接的な損失について、一切責任を負わないものとする。

2 区は、当アカウントで発信された情報に起因して生じた、利用者と第三者との間のトラブルについて、一切責任を負わないものとする。

3 区は、予告なく公式 TikTok の運用方針の変更、運用方法の見直し又は運用の停止をすることができる。

(遵守事項)

第12条 情報セキュリティ管理者、情報システム運用管理者及び投稿者は、江戸川区情報管理安全対策要綱及び江戸川区情報管理安全対策基準を遵守する。

(委任)

第13条 その他、この要領の実施について必要な事項は、情報セキュリティ管理者が別に定める。

付則

この要領は、令和7年5月21日から施行する。